

告 示

埼玉県告示第千二百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和五年十月十日に県営土地改良事業中太田・小柱地区（区画整理事業）の換地処分をした。

令和五年十月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕